植物管理図面作成設計業務　特記仕様書

本特記仕様書は、別冊「保全（土木・造園）設計業務等共通仕様書（案）（平成 24 年４月版)」（以下、「共通仕様書」という。また、都市基盤整備公団を独立行政法人都市再生機構と読み替える。）に基づくこととし、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）が発注する下記の業務に適用することとする。

記

Ⅰ　業務概要・一般事項

１　業務名称

令和２年度館ヶ丘他 17 団地植物管理図面作成設計

２　履行期間

契約締結日の翌日から令和３年４月30日（金）

指定部分（一次）：令和３年１月30日（土）外業部分完了

※ 外業部分完了とは、事前調査及び対象範囲において樹木の樹高・幹周や芝生地の面積等必要事項の測定を行い、現地調査を完了させる、という意味です。（Ⅱ特記事項１対象範囲等及び２調査方法が該当、18 標準スケジュールを参照）

３　業務の対象及び内容

（１）業務の対象

下表に揚げる団地敷地内にある植物を対象とする。

団地名	場所	戸数	敷地面積	業務内容
館ヶ丘	八王子市館町 1097	2847	224125	全体更新
大島四丁目	江東区大島四丁目 1	2514	87201	全体更新
フレーシェル王子神谷	北区豊島八丁目 27	553	44935	全体新規
蒲田本町一丁目	大田区蒲田本町一丁目 1	624	43437	全体新規
かわつるグリーンタウン松ヶ丘	鶴ヶ島市松ヶ丘四丁目 1	570	41417	全体更新
みさと	三郷市彦成三丁目、四丁目	6730	38530	一部新規
コンフォール茅ヶ崎浜見平	茅ヶ崎市浜見平	870	27839	一部新規
フレール西新井第一	足立区西新井一丁目 33 外	286	22681	全体新規
南六郷一丁目	大田区南六郷一丁目 29 外	300	20567	全体新規
アーベイン神谷	北区神谷三丁目 11-1	228	20477	全体新規
南永田第二	横浜市南区永田みなみ台 3	210	20327	全体更新
アミティ南六郷	大田区南六郷三丁目 18-1	126	10454	全体新規

青戸第五	葛飾区青戸三丁目 9-1	172	6420	全体新規
木場三丁目パークハイツ	江東区木場三丁目 6	219	6125	全体更新
洋光台北	横浜市磯子区洋光台二丁目	1703	4350	一部新規
潮見駅前プラザ一番街	江東区潮見二丁目 2-6-1	145	3766	全体更新
東陽パークサイドハイツ	江東区東陽六丁目 5-13	86	2505	全体更新
シティコート上馬	世田谷区上馬一丁目 1-2	38	2381	全体更新

（２）業務内容

①更新

機構が貸与する植物管理図及び植物管理台帳（以下「植物管理図等」という。）、並びに団地環境整備工事発注図及び完成図等に基づき、現地調査を行い、既往の植物管理図等を更新する業務。

②新規作成

機構が貸与する植物管理図等並びに団地環境整備工事発注図及び完成図等に基づき、現地調査を行い、植物管理図等を新規作成する業務。なお、駐車場回りの植栽管理図等と、既往の植物管理図等を一体化し新規作成する業務を含む。

4　本業務において、土木設計業務等請負契約書第 12 条に基づく照査技術者を置くこととし、照査を実施することとする。

5　受注者は、本業務の履行中において調査職員から設計図書の提出を求められたときは、その都度遅滞なく提出することとする。

6　受注者は、設計図書の引渡し後において設計図書の誤記が認められ、調査職員がその修正を請求したときは、受注者の負担において速やかに修正することとする。

7　機構から受注者へ貸与する物品等（以下、「貸与品」という。）は次のとおりとする。

（１）貸与品名称、数量

・植物管理図面　一式
・植物管理台帳　一式
・駐車場管理者が管理・所有する図面等　一式
・樹種一覧　一式
・CAD による植物管理図作成基準（案）　一式

（２）貸与場所

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　住宅経営部　環境整備課

（３）貸与時期

契約締結日以降必要時

８　本業務で使用するソフトウェア

受注者は、以下のソフトウェアを自ら用意すること。

①　MS－EXCEL　　：植物管理台帳の集計表、内訳表等を作成

②　AutoCAD LT　　：植物管理図の背景図及び植物管理図（DWG 形式）を作成

９　完了検査

本業務が完了したときは完了検査を受け、検査合格をもって成果品の提出及び引渡しを行う。検査で修正を指示された場合は速やかに必要な修正を行い再提出のうえ確認を得ることとする。なお、検査員は別途通知する。

10　成果品等の提出

完了検査合格後、完了届及び引渡書各３部並びに請求書１部を、成果品一式とともに提出する。

11　業務成績評定

１件の請負金額が 200 万円を超える業務については、業務成績評定の対象業務とし、業務完了後、業務成績評定点を通知する。なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

12　本特記仕様書に記載なき事項等

本特記仕様書に記載なき事項については、共通仕様書によることとする。また、本業務の実施にあたり、本仕様書、特記事項、並びに調査職員の説明等に疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議のうえ、疑義を十分に正すこととする。なお、これらに明示していなくても業務遂行上必要と認められる事項については受注者の負担において処理しなければならない。

13　守秘義務

本業務上、知り得た秘密及びノウハウは第三者に漏らしてはならない。

14　事前調査

本業務に先立ち、業務の対象及び内容について、必ず十分かつ詳細に現地調査を行い、調査漏れがないようにする。なお、事前調査の実施にあたり、所管住まいセンター技術サポート課長及び団地管理主任（窓口担当を含む。）に「現地調査実施計画書」を事前に提出し、協議することとする。所管住まいセンターは次のとおり。

名　　称：東京北住まいセンター

住　　所：〒170-0013　豊島区東池袋 1-10-1　住友池袋駅前ビル　７階

電話番号：03-5954-4611
FAX 番号：03-5954-4619

名　　称：東京東住まいセンター
住　　所：〒130-0022　墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 7 階
電話番号：03-5600-0811
FAX 番号：03-5600-0817

名　　称：東京南住まいセンター
住　　所：〒105-0014　港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3 号館 1 階
電話番号：03-5427-5960
FAX 番号：03-5427-5965

名　　称：城北住まいセンター
住　　所：〒110-0015　台東区東上野 5-2-5 下谷ビル 4 階
電話番号：03-3842-4611
FAX 番号：03-3842-4650

名　　称：南多摩住まいセンター
住　　所：〒206-0025　東京都多摩市永山 1-5　ベルブ永山 6 階
電話番号：042-373-1711
FAX 番号：042-373-3271

名称：横浜住まいセンター
住所：〒220-0004　神奈川県横浜市西区北幸 1-1-8
　　エキニア横浜 7 階
電話番号：045-312-1131
FAX 番号：045-312-1202

名称：神奈川西住まいセンター
住所：〒251-0052　神奈川県藤沢市藤沢 462
　　日本生命藤沢駅前ビル 9 階
電話番号：0466-26-3110
FAX 番号：0466-26-7600

名称：横浜南住まいセンター
住所：〒234-0054　神奈川県横浜市港南区港南台 3-3-1
　　港南台 214 ビル 3 階
電話番号：045-835-0061

FAX 番号：045-835-0031

名称：東埼玉住まいセンター
住所：〒340-0041　埼玉県草加市松原 1-1-6
ハーモネスタワー松原 3 階
電話番号：048-941-5311
FAX 番号：048-942-4657

名称：西埼玉住宅管理センター
住所：〒356-0006　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目 2-27-301
ココネ上福岡二番館 3 階
電話番号：049-263-2111
FAX 番号：049-264-1599

また、事前調査完了後速やかに調査職員に報告し、指示を受けることとする。

15　再委託

土木設計業務請負契約書第８条第１項に定める第三者に委託し、又は請負わせてはならない主体的な部分とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断・設計の中核となる図面作成・打合せ及び内容説明をいう。

土木設計業務請負契約書第８条第２項の規定により、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ下請け設計範囲について、調査職員との協議及び、別紙「再委託届（願書）」により届出を行い、承諾を受けなければならない。

なお、再委託届（願書）には以下の内容を記載することとする。

・再委託の相手方
・再委託業務の内容
・再委託業務の契約予定額
・再委託を行う必要性及び再委託の相手方の選定理由

16　契約不適合責任

土木設計業務等請負契約書第 42 条に基づき、成果物に契約不適合があるときは、契約不適合責任期間において、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を厳格に請求するものとする。

17　調査職員による中間確認

履行期間中に、契約書、仕様書、技術提案どおりに業務が履行されているか調査職員による中間確認を行う。

18　標準スケジュール

本業務においては、以下を標準スケジュールとする。

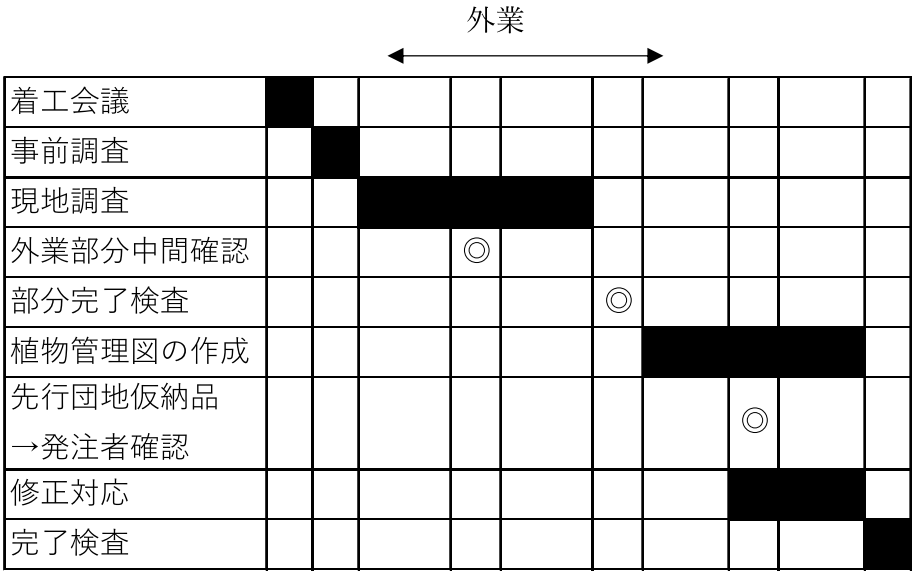

・12 月中旬（日程は別途指示）：１件現地調査が完了した成果品を提出し、契約書、仕様書、技術提案どおりに業務が履行されているか調査職員による中間確認を行う。
・令和３年１月 30 日（土）外業部分完了
・３月初旬（日程は別途指示）：先行２団地の成果品一式を仮納品、発注者確認を行い、指示に従うこと。
・４月初旬（日程は別途指示）：先行２団地以外の団地の成果品一式を仮納品、発注者確認を行い、指示に従うこと。

19　成績評定への反映

技術提案や業務実施体制に記載された事項が不履行の場合、成績評定に厳格に反映することとする。

Ⅱ　特記事項

1　対象範囲等

（1）対象範囲

本業務における調査対象範囲は、Ⅰ　3（1）に揚げる団地の敷地全域を原則とするが、詳細については調査職員の指示による。

（2）対象植物

①調査対象とする植物

・機構が管理対象としている樹木及び地被類等の全量
・実生物で高さ 2.0m以上のもの
・居住者が植えたと思われる樹木で高さ 2.0m以上のもの
・伐採切り株からの萌芽樹木で高さ 2.0m以上のもの

②調査対象としないが、調査職員へ樹木番号の報告を要する植物

・植物管理図等に記載された樹木で枯損したもの
・植物管理図等に記載された樹木で切り株となっているもの

③調査対象が不明確な植物

調査職員の指示による。

2　調査方法

（1）調査項目

樹種区分及び調査項目は下表のとおりとする。

樹種区分		位置	樹高	幹周	枝張	数量	葉張周	面積	延長
高木	針葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	常緑広葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	落葉広葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	雑木林	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
中木	常緑中木	○	計測	－	－	本	計測	－	－
	落葉中木	○	計測	－	－	本	計測	－	－
	駐車場廻り	○	目測	－	－	本	－	－	－
低木	常緑低木	○	計測	－	－	－	－	㎡	－
	落葉低木	○	計測	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
生垣	常緑生垣	○	計測	－	計測	－	－	－	m
	落葉生垣	○	計測	－	計測	－	－	－	m
	駐車場廻り	○	目測	－	目測	－	－	－	m
特殊	特殊樹木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	特殊つる植物	○	目測	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	㎡	－
地被	芝生地（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－

	芝生地（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	雑草地（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	雑草地（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	特殊地被（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	特殊地被（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	－	－	－	－	－	㎡	－

注１）中木とは、樹高が３m程度までの樹木で刈込み管理されている樹木をいう。

注２）雑木林とは、雑木の単木管理を行っていない群植をいう。

注３）特殊樹木とは、特殊な管理を要する中・高木をいう。（例：竹、ヤシ類）

注４）特殊つる植物とは、パーゴラや壁面緑化等に利用する植物をいう。（例：フジ）

注５）特殊地被とは、芝・雑草を除く地被類をいう。（例：ササ類、ツタ類、草本類）

注６）平面とは、勾配１：４未満を基本とする。

注７）斜面とは、勾配１：４以上１：２未満を基本とする。

（２）植物記号

樹種区分ごとの記号･番号の表記方法は下表のとおりとする。

樹種区分（名称）	記号･番号の表記	備考
高木・中木	（記号なし）番号	高・中木連番とする
低木	（記号なし）番号	番号は連番とする
生垣	i　番号	〃
特殊地被	T　番号	〃
特殊つる植物	F　番号	〃
芝生	S　番号	平面：S、斜面：SS
雑草地	Z　番号	平面：Z、斜面：ZS
雑木林	H　番号	番号は連番とする
駐車場	P　樹木区分記号　番号	番号は連番とする

（３）樹種名

樹種名は、「樹種一覧」に記載されている樹種名とするが、「樹種一覧」に記載されていない樹種名については学名あるいは流通名を付すこととする。なお、追加樹種がある場合は、任意の表を作成し調査職員へ提出することとする。

※　サクラ類については、ランク”種”まで同定し、記載すること。（例：ソメイヨシノ、ヤマザクラ、サトザクラ等）

（４）測定単位

測定単位及び計上値は下表のとおりとする。

項目	単位	計上値	備考
樹高	m	高木：0.5 単位、中低木・生垣：0.1 単位	
幹周	m	小数点以下第２位まで	小数点以下第３位を四捨五入
枝張	m	0.5 単位	
葉張周	m	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入

面積	㎡	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入
延長	m	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入

（５）測定基準

①高木の測定

・樹　高：根元から樹冠の最上部までを、建物等の高さを目安にして目測する。

・幹　周：根元から高さ 1.2ｍの位置で計測する。枝の張り出しなどでその位置が不適当である場合は、最も近い下部にて計測する。

ウメは、地際の幹周を計測し、備考欄に「芝付」と記入する。

根元から株別れしている株立ちの高木については、有効径の幹周り（10cm 以下の幹は含めない。ただし、10cm を超える幹がない場合には、幹周の大きなものから最大 10 本までを測定対象とすることができる。）を計測し、株立ち換算率表の換算率を乗じた数値を幹周りとし、備考欄に株立ち本数を記入する。

株立ち換算率表

株立本数（本）	換算率
1	1.0
２～３	0.8
４・５	0.7
６～10	0.6

・枝　張：徒長枝をのぞく最大幅を目測する。

上記での計測が難しい樹木については、以下に示す計測方法で計測しそれぞれ備考欄に計測位置の状況を記載する（傾斜や根上がりなど）。

なお、基準高さとは根元から１.2m 高さを表す

1）斜面地にあるが直立している樹木

高い方（山側）の根元からの基準高さで測定。幹周は幹軸に対して平行に測る（以下すべて同じ）。

２）傾斜している樹木

測定樹木の根元の上側で、幹軸に対して平行に沿った基準高さで測定。

３）大きく曲がっている樹木

測定樹木の上側で、樹木の幹軸に沿って基準高さと同じ長さの位置で測定。

４）基準高さ付近で２本以上に分かれている樹木

基準高さより下で、枝分かれの影響のない一番高い部分で測定。

５）基準高さより下で２本以上に分かれている樹木

枝分かれ等の影響がなければ、株立ちと同様の考え方とする。

６）根上がりしている樹木

露出している根の上端から基準高さで測定。

７）こぶや枝のある場合

４）と同様にこぶや枝の影響のない基準点にいちばん近い下側の高さで測定。
こぶの上下で幹周の差が大きい場合は、こぶの上下でこぶの影響のない部分それぞれで幹周を測り、平均値を求める。

８）基準高さに達する前に多数の枝分かれをしている樹木
ウメと同様に樹幹の地際で幹周（芝付）を計測。

９）いびつな断面の樹木
図の８）のとおり。

１）傾斜地にあり、直立している樹木

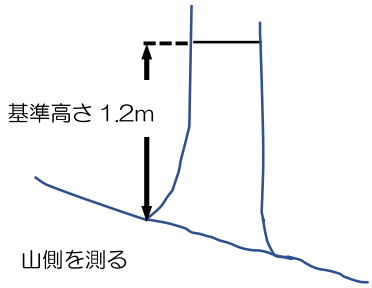

２）斜立している樹木

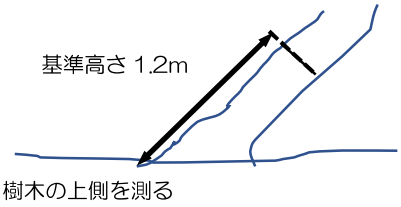

３）大きく曲がっている樹木

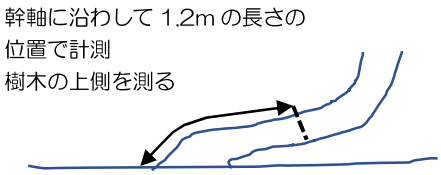

４）基準高さ付近で２本以上に分かれている樹木

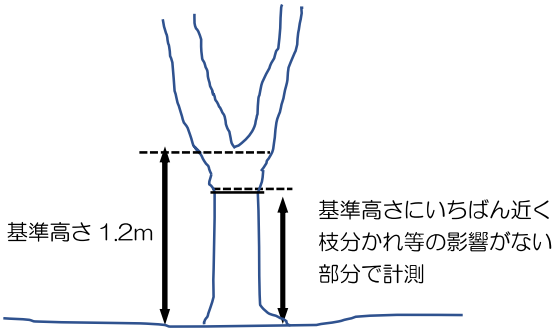

5）基準高さより下で枝分かれし、かつ基準高さで枝分かれの影響がない樹木

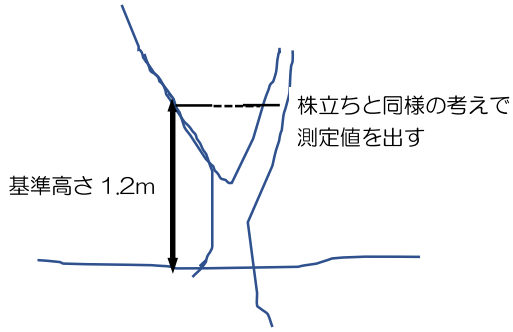

6）根上がりしている樹木

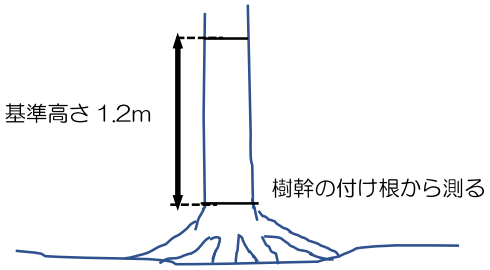

7）基準高さにこぶや枝のある樹木

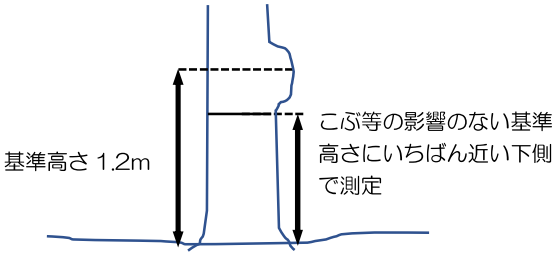

こぶや枝の上下で幹周の差が激しい場合、こぶの影響のないこぶに一番ばん近い上下の幹周を計測し平均を測定値として出す。

9）いびつな断面になる樹幹の測り方

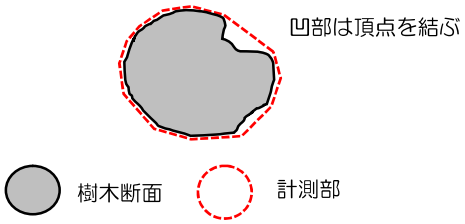

図：樹木の計測位置の例

②中木の測定

・樹　高：根元から樹冠の最上部までを計測する。

・葉張周：根元から高さ1.2mの位置で計測する。

③低木の測定

・樹　高：群植の平均高さを計測する。なお、刈込み管理高さが異なる群植は、別々に計上する。

・面　積：投影面積を計測する。

④生垣の測定

・樹　高：一連の平均高さを計測する。

・枝張（幅）：生垣の両端部及び中間部の横断面（幅）を計測し、平均幅を算出する。ただし、徒長枝は含まない。

・延　長：下図のとおり計測する。（延長＝Ｌ１＋Ｌ２）

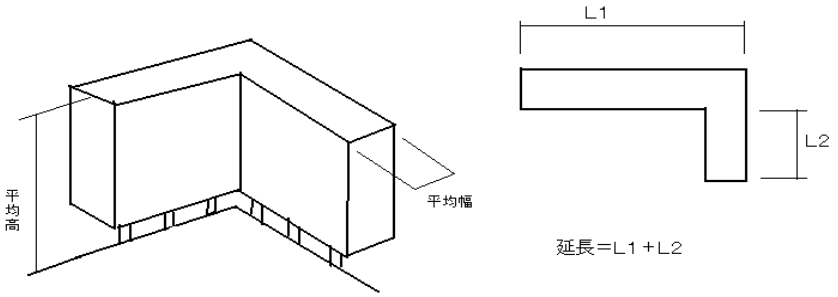

⑤特殊樹木の測定

①高木の測定に準ずる。

⑥特殊つる植物の測定

・樹　高：パーゴラ、フェンス等の構造物高さを目安にして目測する。

・面　積：パーゴラ等にかかっている面積を計測する。なお、備考欄に本数を記入する。（ただし、本数が数えられないものについては記入しなくてよい。）

⑥雑木林の測定

面積を現地でテープにて計測又は図上で計測する。林縁、林内通路際等は単木調査対象とする。なお、備考欄に主だった樹種を記入する。

⑦芝生地の測定

図上で計測する。ただし、中に含まれている裸地、生垣、低木、諸構造物等は現地をテープ等で実測し、住棟又は小区画のブロックごとに面積から除外する。なお、斜面の場合、水平投影面積とする。

⑧雑草地の測定

⑦芝生地の測定に準ずる。

⑨特殊地被の測定

群植の面積を計測する。混植についても群植と同様に計測し、樹種を明記する。なお、斜面の場合、⑦芝生地の測定に準ずる。

（６）実生物等

①実生物：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「実生物」と記入する。

②居住者が植えたと考えられる樹木：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「住民植樹」等と記入する。

③伐採切り株からの萌芽樹木：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「切株」と記入する。

④伐採切り株からの萌芽がない樹木：削除対象とする。

３　植物管理図等の作成方法

現地調査にて記録した、既往植物管理資料との差異について、植物管理台帳および植物管理図の修正を行う。

詳細については CAD による植物管理図作成基準（案）のとおり。

（１）植物管理台帳(MS-EXCEL)

別途調査職員が指示する所定様式（MS－EXCEL）にて、集計表及び内訳書を作成する。

（２）植物管理図

別途調査職員が指示する所定様式にて表紙を作成する。CAD による植物管理図作成基準（案）に基づき、作成を行う。

４　成果品

（１）植物管理台帳（モノクロプリントアウト）Ａ４×２部

①集計表・内訳表

（２）植物管理図（カラープリントアウト）

①表紙　　Ａ３×２部

②植物管理図（AutoCAD）各Ａ３×２部

1)高中木・生垣・特殊樹木・特殊つる植物位置図

2)低木群・特殊地被位置図

3)芝生地・雑草地位置図

（３）デジタルデータ　　一式

①植物管理台帳

集計表、内訳書（ＥＸＣＥＬ）

②植物管理図面

「植物管理図表紙（AutoCAD)」

「植物管理図（AutoCAD)」

「植物管理図（PDF)」

上記データは、別途調査職員が指示するとおりフォルダ毎に整理し、CD－R 又は DVD メディアで提出することとする。

以　上

植物管理図面作成設計業務　特記仕様書

本特記仕様書は、別冊「保全（土木・造園）設計業務等共通仕様書（案）（平成 24 年４月版）」（以下、「共通仕様書」という。また、都市基盤整備公団を独立行政法人都市再生機構と読み替える。）に基づくこととし、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）が発注する下記の業務に適用することとする。

記

Ⅰ　業務概要・一般事項

１　業務名称

令和２年度米本他 13 団地植物管理図面作成設計

２　履行期間

契約締結日の翌日から令和３年５月 19 日（水）

指定部分（一次）：令和３年２月 19 日（金）外業部分完了

※ 外業部分完了とは、事前調査及び対象範囲において樹木の樹高・幹周や芝生地の面積等必要事項の測定を行い、現地調査を完了させる、という意味です。（Ⅱ特記事項１対象範囲等及び２調査方法が該当、18 標準スケジュールを参照）

３　業務の対象及び内容

（１）業務の対象

下表に揚げる団地敷地内にある植物を対象とする。

団地名	場所	戸数	敷地面積	業務内容
米本	八千代市米本 1359	3020	300066	更新
取手井野	取手市井野団地	2166	196633	更新
高洲第二	千葉市美浜区高洲４外	1776	143673	更新
花畑	足立区花畑五丁目７外	1568	128123	更新
青戸第一	葛飾区青戸三丁目 19 外	1119	81232	新規
千葉ニュータウン原山	印西市原山 3-8	390	59788	更新
ヴェッセル木場南	江東区塩浜二丁目 18	544	45133	新規
青戸第三	葛飾区青戸三丁目 11	225	15532	新規
千葉ニュータウングリーンプラザ滝野	印西市滝野 3-7	100	10000	更新
新田二丁目	足立区新田二丁目 3-16	114	7112	新規
コンフォール柏豊四季台	柏市豊四季台 3-1 外	1789	2559	更新
小金原けやき通り	松戸市小金原 9-1-1	43	2487	更新

竹園第二	つくば市竹園三丁目24-1	39	2263	更新
常盤平けやき通り住宅	松戸市常盤平7-20-3	50	2208	更新

（２）業務内容

①更新

機構が貸与する植物管理図及び植物管理台帳（以下「植物管理図等」という。）、並びに団地環境整備工事発注図及び完成図等に基づき、現地調査を行い、既往の植物管理図等を更新する業務。

②新規作成

機構が貸与する植物管理図等並びに団地環境整備工事発注図及び完成図等に基づき、現地調査を行い、植物管理図等を新規作成する業務。なお、駐車場回りの植栽管理図等と、既往の植物管理図等を一体化し新規作成する業務を含む。

4　本業務において、土木設計業務等請負契約書第12条に基づく照査技術者を置くこととし、照査を実施することとする。

5　受注者は、本業務の履行中において調査職員から設計図書の提出を求められたときは、その都度遅滞なく提出することとする。

6　受注者は、設計図書の引渡し後において設計図書の誤記が認められ、調査職員がその修正を請求したときは、受注者の負担において速やかに修正することとする。

7　機構から受注者へ貸与する物品等（以下、「貸与品」という。）は次のとおりとする。

（１）貸与品名称、数量

・植物管理図面　一式
・植物管理台帳　一式
・駐車場管理者が管理・所有する図面等　一式
・樹種一覧　一式
・CADによる植物管理図作成基準（案）　一式

（２）貸与場所

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　住宅経営部　環境整備課

（３）貸与時期

契約締結日以降必要時

8　本業務で使用するソフトウェア

受注者は、以下のソフトウェアを自ら用意すること。

①　MS－EXCEL　：植物管理台帳の集計表、内訳表等を作成
②　AutoCAD LT　：植物管理図の背景図及び植物管理図（DWG形式）を作成

③　MS－Visio2007 以降 ：V－Mapper の稼動ベースとなる図形処理ソフト
④　AutoCAD　　：植物管理図の背景図、植物管理図及び並木計画点検に係る位置図等（DWG 形式）を作成

9　完了検査

本業務が完了したときは完了検査を受け、検査合格をもって成果品の提出及び引渡しを行う。検査で修正を指示された場合は速やかに必要な修正を行い再提出のうえ確認を得ることとする。なお、検査員は別途通知する。

10　成果品等の提出

完了検査合格後、完了届及び引渡書各３部並びに請求書１部を、成果品一式とともに提出する。

11　業務成績評定

１件の請負金額が 200 万円を超える業務については、業務成績評定の対象業務とし、業務完了後、業務成績評定点を通知する。なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

12　本特記仕様書に記載なき事項等

本特記仕様書に記載なき事項については、共通仕様書によることとする。また、本業務の実施にあたり、本仕様書、特記事項、並びに調査職員の説明等に疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議のうえ、疑義を十分に正すこととする。なお、これらに明示していなくても業務遂行上必要と認められる事項については受注者の負担において処理しなければならない。

13　守秘義務

本業務上、知り得た秘密及びノウハウは第三者に漏らしてはならない。

14　事前調査

本業務に先立ち、業務の対象及び内容について、必ず十分かつ詳細に現地調査を行い、調査漏れがないようにする。なお、事前調査の実施にあたり、所管住まいセンター技術サポート課長及び団地管理主任（窓口担当を含む。）に「現地調査実施計画書」を事前に提出し、協議することとする。所管住まいセンターは次のとおり。

名　　称：東京東住まいセンター
住　　所：〒130-0022　墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 7 階
電話番号：03-5600-0811
FAX 番号：03-5600-0817

名　　称：城北住まいセンター
住　　所：〒110-0015　台東区東上野 5-2-5 下谷ビル 4 階
電話番号：03-3842-4611
FAX 番号：03-3842-4650

名　　称：千葉住まいセンター
住　　所：〒261-0004　千葉県千葉市美浜区高洲 4-5-15
電話番号：043-270-5151
FAX 番号：043-270-5550

名　　称：千葉北住まいセンター
住　　所〒277-0005　千葉県柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル５階
電話番号：04-7197-5700
FAX 番号：04-7197-5710

名称：千葉西住まいセンター
住所：〒274－0825　千葉県船橋市前原西 2 - 12 - 7
　　津田沼第一生命ビル 3 階
電話番号：　047-474-1191
FAX 番号：047-478-5275

また、事前調査完了後速やかに調査職員に報告し、指示を受けることとする。

15　再委託

土木設計業務請負契約書第８条第１項に定める第三者に委託し、又は請負わせてはならない主体的な部分とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断・設計の中核となる図面作成・打合せ及び内容説明をいう。

土木設計業務請負契約書第８条第２項の規定により、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ下請け設計範囲について、調査職員との協議及び、別紙「再委託届（願書）」により届出を行い、承諾を受けなければならない。

なお、再委託届（願書）には以下の内容を記載することとする。

・再委託の相手方
・再委託業務の内容
・再委託業務の契約予定額
・再委託を行う必要性及び再委託の相手方の選定理由

16　契約不適合責任

土木設計業務等請負契約書第 42 条に基づき、成果物に契約不適合があるときは、契約不適合責任期間において、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を厳格

に請求するものとする。

17　調査職員による中間確認

履行期間中に、契約書、仕様書、技術提案どおりに業務が履行されているか調査職員による中間確認を行う。

18　標準スケジュール

本業務においては、以下を標準スケジュールとする。

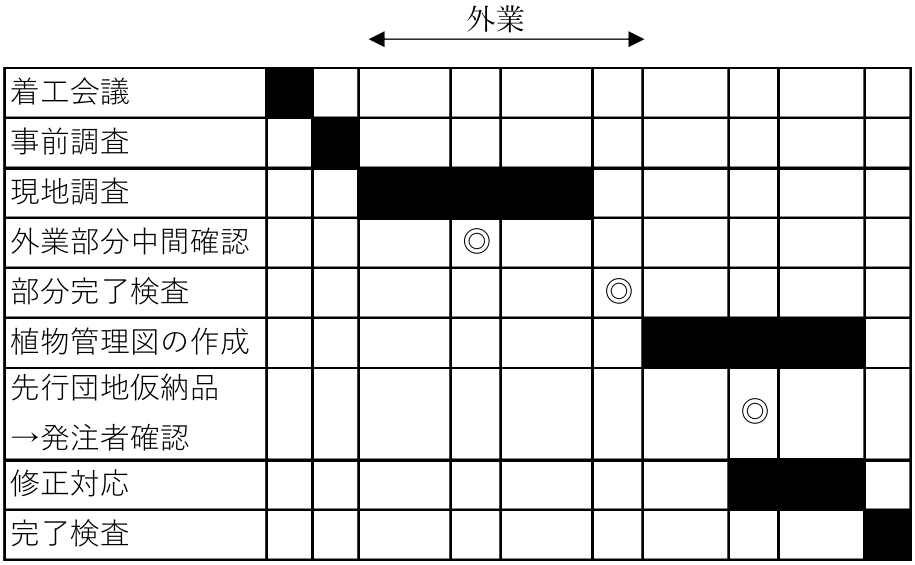

・12 月下旬（日程は別途指示）：１件現地調査が完了した成果品を提出し、契約書、仕様書、技術提案どおりに業務が履行されているか調査職員による中間確認を行う。
・令和３年２月 19 日（金）外業部分完了
・３月中旬（日程は別途指示）：先行２団地の成果品一式を仮納品、発注者確認を行い、指示に従うこと。
・４月中旬（日程は別途指示）：先行２団地以外の団地の成果品一式を仮納品、発注者確認を行い、指示に従うこと。

19　成績評定への反映

技術提案や業務実施体制に記載された事項が不履行の場合、成績評定に厳格に反映することとする。

Ⅱ　特記事項

1　対象範囲等

（1）対象範囲

本業務における調査対象範囲は、Ⅰ　3（1）に揚げる団地の敷地全域を原則とするが、詳細については調査職員の指示による。

（2）対象植物

①調査対象とする植物

・機構が管理対象としている樹木及び地被類等の全量
・実生物で高さ 2.0m以上のもの
・居住者が植えたと思われる樹木で高さ 2.0m以上のもの
・伐採切り株からの萌芽樹木で高さ 2.0m以上のもの

②調査対象としないが、調査職員へ樹木番号の報告を要する植物

・植物管理図等に記載された樹木で枯損したもの
・植物管理図等に記載された樹木で切り株となっているもの

③調査対象が不明確な植物

調査職員の指示による。

2　調査方法

（1）調査項目

樹種区分及び調査項目は下表のとおりとする。

樹種区分		位置	樹高	幹周	枝張	数量	葉張周	面積	延長
高木	針葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	常緑広葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	落葉広葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	雑木林	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
中木	常緑中木	○	計測	－	－	本	計測	－	－
	落葉中木	○	計測	－	－	本	計測	－	－
	駐車場廻り	○	目測	－	－	本	－	－	－
低木	常緑低木	○	計測	－	－	－	－	㎡	－
	落葉低木	○	計測	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
生垣	常緑生垣	○	計測	－	計測	－	－	－	m
	落葉生垣	○	計測	－	計測	－	－	－	m
	駐車場廻り	○	目測	－	目測	－	－	－	m
特殊	特殊樹木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	特殊つる植物	○	目測	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	㎡	－
地被	芝生地（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－

	芝生地（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	雑草地（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	雑草地（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	特殊地被（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	特殊地被（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	－	－	－	－	－	㎡	－

注１）中木とは、樹高が３m程度までの樹木で刈込み管理されている樹木をいう。

注２）雑木林とは、雑木の単木管理を行っていない群植をいう。

注３）特殊樹木とは、特殊な管理を要する中・高木をいう。（例：竹、ヤシ類）

注４）特殊つる植物とは、パーゴラや壁面緑化等に利用する植物をいう。（例：フジ）

注５）特殊地被とは、芝・雑草を除く地被類をいう。（例：ササ類、ツタ類、草本類）

注６）平面とは、勾配１：４未満を基本とする。

注７）斜面とは、勾配１：４以上１：２未満を基本とする。

（２）植物記号

樹種区分ごとの記号･番号の表記方法は下表のとおりとする。

樹種区分（名称）	記号･番号の表記	備考
高木・中木	（記号なし）番号	高・中木連番とする
低木	（記号なし）番号	番号は連番とする
生垣	i　番号	〃
特殊地被	T　番号	〃
特殊つる植物	F　番号	〃
芝生	S　番号	平面：S、斜面：SS
雑草地	Z　番号	平面：Z、斜面：ZS
雑木林	H　番号	番号は連番とする
駐車場	P　樹木区分記号　番号	番号は連番とする

（３）樹種名

樹種名は、「樹種一覧」に記載されている樹種名とするが、「樹種一覧」に記載されていない樹種名については学名あるいは流通名を付すこととする。なお、追加樹種がある場合は、任意の表を作成し調査職員へ提出することとする。

※　サクラ類については、ランク”種”まで同定し、記載すること。（例：ソメイヨシノ、ヤマザクラ、サトザクラ等）

（４）測定単位

測定単位及び計上値は下表のとおりとする。

項目	単位	計上値	備考
樹高	m	高木：0.5 単位、中低木・生垣：0.1 単位	
幹周	m	小数点以下第２位まで	小数点以下第３位を四捨五入
枝張	m	0.5 単位	
葉張周	m	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入

面積	㎡	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入
延長	m	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入

（５）測定基準

①高木の測定

・樹　高：根元から樹冠の最上部までを、建物等の高さを目安にして目測する。

・幹　周：根元から高さ 1.2ｍの位置で計測する。枝の張り出しなどでその位置が不適当である場合は、最も近い下部にて計測する。

ウメは、地際の幹周を計測し、備考欄に「芝付」と記入する。

根元から株別れしている株立ちの高木については、有効径の幹周り（10cm 以下の幹は含めない。ただし、10cm を超える幹がない場合には、幹周の大きなものから最大 10 本までを測定対象とすることができる。）を計測し、株立ち換算率表の換算率を乗じた数値を幹周りとし、備考欄に株立ち本数を記入する。

株立ち換算率表

株立本数（本）	換算率
1	1.0
２～３	0.8
４・５	0.7
６～10	0.6

・枝　張：徒長枝をのぞく最大幅を目測する。

上記での計測が難しい樹木については、以下に示す計測方法で計測しそれぞれ備考欄に計測位置の状況を記載する（傾斜や根上がりなど）。

なお、基準高さとは根元から１.2m 高さを表す

1）斜面地にあるが直立している樹木

高い方（山側）の根元からの基準高さで測定。幹周は幹軸に対して平行に測る（以下すべて同じ）。

２）傾斜している樹木

測定樹木の根元の上側で、幹軸に対して平行に沿った基準高さで測定。

３）大きく曲がっている樹木

測定樹木の上側で、樹木の幹軸に沿って基準高さと同じ長さの位置で測定。

４）基準高さ付近で２本以上に分かれている樹木

基準高さより下で、枝分かれの影響のない一番高い部分で測定。

５）基準高さより下で２本以上に分かれている樹木

枝分かれ等の影響がなければ、株立ちと同様の考え方とする。

６）根上がりしている樹木

露出している根の上端から基準高さで測定。

７）こぶや枝のある場合

４）と同様にこぶや枝の影響のない基準点にいちばん近い下側の高さで測定。
こぶの上下で幹周の差が大きい場合は、こぶの上下でこぶの影響のない部分それぞれで幹周を測り、平均値を求める。

８）基準高さに達する前に多数の枝分かれをしている樹木
ウメと同様に樹幹の地際で幹周（芝付）を計測。

９）いびつな断面の樹木
図の８）のとおり。

１）傾斜地にあり、直立している樹木

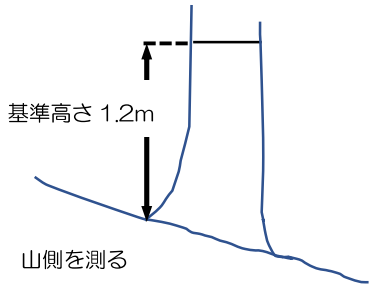

２）斜立している樹木

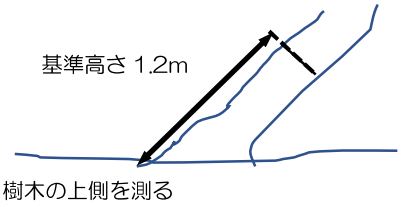

３）大きく曲がっている樹木

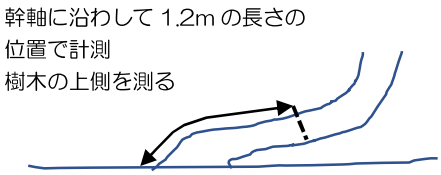

４）基準高さ付近で２本以上に分かれている樹木

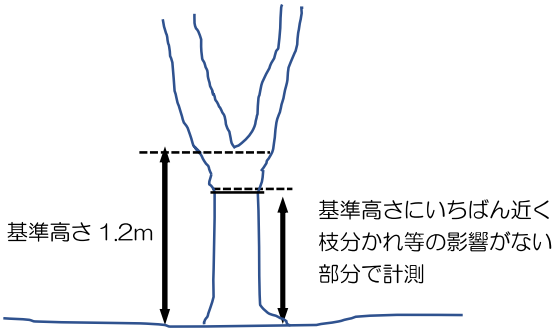

5）基準高さより下で枝分かれし、かつ基準高さで枝分かれの影響がない樹木

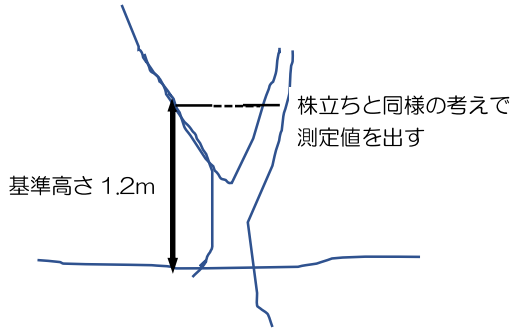

6）根上がりしている樹木

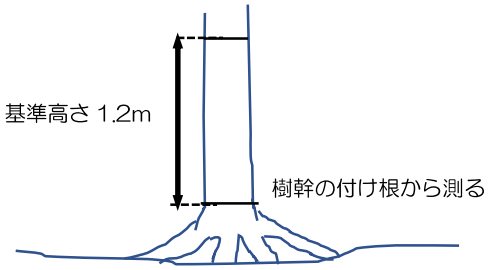

7）基準高さにこぶや枝のある樹木

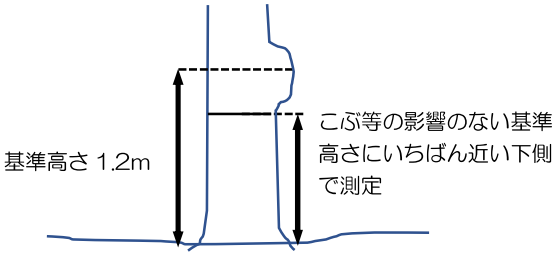

こぶや枝の上下で幹周の差が激しい場合、こぶの影響のないこぶに一番ばん近い上下の幹周を計測し平均を測定値として出す。

9）いびつな断面になる樹幹の測り方

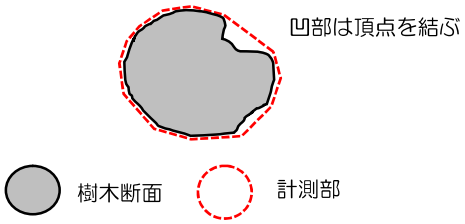

図：樹木の計測位置の例

②中木の測定

・樹　高：根元から樹冠の最上部までを計測する。

・葉張周：根元から高さ1.2mの位置で計測する。

③低木の測定

・樹　高：群植の平均高さを計測する。なお、刈込み管理高さが異なる群植は、別々に計上する。

・面　積：投影面積を計測する。

④生垣の測定

・樹　高：一連の平均高さを計測する。

・枝張（幅）：生垣の両端部及び中間部の横断面（幅）を計測し、平均幅を算出する。ただし、徒長枝は含まない。

・延　長：下図のとおり計測する。（延長＝Ｌ１＋Ｌ２）

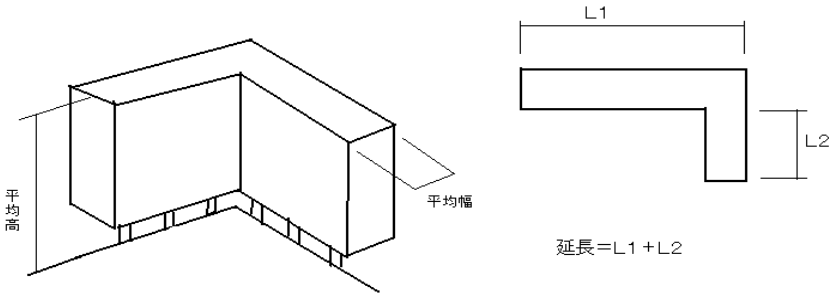

⑤特殊樹木の測定

①高木の測定に準ずる。

⑥特殊つる植物の測定

・樹　高：パーゴラ、フェンス等の構造物高さを目安にして目測する。

・面　積：パーゴラ等にかかっている面積を計測する。なお、備考欄に本数を記入する。（ただし、本数が数えられないものについては記入しなくてよい。）

⑥雑木林の測定

面積を現地でテープにて計測又は図上で計測する。林縁、林内通路際等は単木調査対象とする。なお、備考欄に主だった樹種を記入する。

⑦芝生地の測定

図上で計測する。ただし、中に含まれている裸地、生垣、低木、諸構造物等は現地をテープ等で実測し、住棟又は小区画のブロックごとに面積から除外する。なお、斜面の場合、水平投影面積とする。

⑧雑草地の測定

⑦芝生地の測定に準ずる。

⑨特殊地被の測定

群植の面積を計測する。混植についても群植と同様に計測し、樹種を明記する。なお、斜面の場合、⑦芝生地の測定に準ずる。

（６）実生物等

①実生物：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「実生物」と記入する。

②居住者が植えたと考えられる樹木：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「住民植樹」等と記入する。

③伐採切り株からの萌芽樹木：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「切株」と記入する。

④伐採切り株からの萌芽がない樹木：削除対象とする。

３　植物管理図等の作成方法

現地調査にて記録した、既往植物管理資料との差異について、植物管理台帳および植物管理図の修正を行う。

詳細については CAD による植物管理図作成基準（案）のとおり。

（１）植物管理台帳(MS-EXCEL)

別途調査職員が指示する所定様式（MS－EXCEL）にて、集計表及び内訳書を作成する。

（２）植物管理図

別途調査職員が指示する所定様式にて表紙を作成する。CAD による植物管理図作成基準（案）に基づき、作成を行う。

４　成果品

（１）植物管理台帳（モノクロプリントアウト）Ａ４×２部

①集計表・内訳表

（２）植物管理図（カラープリントアウト）

①表紙　　Ａ３×２部

②植物管理図（AutoCAD）各Ａ３×２部

1)高中木・生垣・特殊樹木・特殊つる植物位置図

2)低木群・特殊地被位置図

3)芝生地・雑草地位置図

（３）デジタルデータ　　一式

①植物管理台帳

集計表、内訳書（ＥＸＣＥＬ）

②植物管理図面

「植物管理図表紙（AutoCAD)」

「植物管理図（AutoCAD)」

「植物管理図（PDF)」

上記データは、別途調査職員が指示するとおりフォルダ毎に整理し、CD－R 又は DVD メディアで提出することとする。

以　上

植物管理図面作成設計業務　特記仕様書

本特記仕様書は、別冊「保全（土木・造園）設計業務等共通仕様書（案）（平成 24 年４月版)」（以下、「共通仕様書」という。また、都市基盤整備公団を独立行政法人都市再生機構と読み替える。）に基づくこととし、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）が発注する下記の業務に適用することとする。

記

Ⅰ　業務概要・一般事項

１　業務名称

令和２年度町田山崎他 10 団地植物管理図面作成設計

２　履行期間

契約締結日の翌日から令和３年６月８日（火）

指定部分（一次）：令和３年３月８日（火）外業部分完了

※ 外業部分完了とは、事前調査及び対象範囲において樹木の樹高・幹周や芝生地の面積等必要事項の測定を行い、現地調査を完了させる、という意味です。（Ⅱ特記事項１対象範囲等及び２調査方法が該当、18 標準スケジュールを参照）

３　業務の対象及び内容

（１）業務の対象

下表に揚げる団地敷地内にある植物を対象とする。

団地名	場所	戸数	敷地面積	業務内容
町田山崎	町田市山崎町 2130 外	3920	211800	更新
西上尾第二	上尾市小敷谷 77-1	2984	159476	新規
こま川	日高市下鹿山 494	1900	147842	更新
西大和	和光市西大和団地	1366	112592	更新
左近山	横浜市旭区左近山 16-8	2101	96514	更新
原市	上尾市大字原市 3336	1582	80911	新規
南神大寺	横浜市神奈川区神大寺 2-9	1429	74007	新規
ミラリオ鶴見小野	横浜市鶴見区小野町 6-5	139	12321	新規
大宮公園駅前ハイツ	さいたま市大宮区寿能町一丁目 31	127	7529	更新
西大和第二	和光市西大和団地 4-10	84	4313	更新
北大宮	さいたま市北区植竹町 1-60-1	30	2326	更新

（２）業務内容

①更新

機構が貸与する植物管理図及び植物管理台帳（以下「植物管理図等」という。）、並びに団地環境整備工事発注図及び完成図等に基づき、現地調査を行い、既往の植物管理図等を更新する業務。

②新規作成

機構が貸与する植物管理図等並びに団地環境整備工事発注図及び完成図等に基づき、現地調査を行い、植物管理図等を新規作成する業務。なお、駐車場回りの植栽管理図等と、既往の植物管理図等を一体化し新規作成する業務を含む。

4　本業務において、土木設計業務等請負契約書第 12 条に基づく照査技術者を置くこととし、照査を実施することとする。

5　受注者は、本業務の履行中において調査職員から設計図書の提出を求められたときは、その都度遅滞なく提出することとする。

6　受注者は、設計図書の引渡し後において設計図書の誤記が認められ、調査職員がその修正を請求したときは、受注者の負担において速やかに修正することとする。

7　機構から受注者へ貸与する物品等（以下、「貸与品」という。）は次のとおりとする。

（1）貸与品名称、数量

・植物管理図面　一式
・植物管理台帳　一式
・駐車場管理者が管理・所有する図面等　一式
・樹種一覧　一式
・CAD による植物管理図作成基準（案）　一式

（2）貸与場所

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　住宅経営部　環境整備課

（3）貸与時期

契約締結日以降必要時

8　本業務で使用するソフトウェア

受注者は、以下のソフトウェアを自ら用意すること。

① MS－EXCEL　：植物管理台帳の集計表、内訳表等を作成
② AutoCAD LT　：植物管理図の背景図及び植物管理図（DWG 形式）を作成
③ MS－Visio2007 以降　：V－Mapper の稼動ベースとなる図形処理ソフト
④ AutoCAD　：植物管理図の背景図、植物管理図及び並木計画点検に係る位置図等（DWG 形式）を作成

9　完了検査

本業務が完了したときは完了検査を受け、検査合格をもって成果品の提出及び引渡しを行う。検査で修正を指示された場合は速やかに必要な修正を行い再提出のうえ確認を得ることとする。なお、検査員は別途通知する。

10　成果品等の提出

完了検査合格後、完了届及び引渡書各３部並びに請求書１部を、成果品一式とともに提出する。

11　業務成績評定

１件の請負金額が 200 万円を超える業務については、業務成績評定の対象業務とし、業務完了後、業務成績評定点を通知する。なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

12　本特記仕様書に記載なき事項等

本特記仕様書に記載なき事項については、共通仕様書によることとする。また、本業務の実施にあたり、本仕様書、特記事項、並びに調査職員の説明等に疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議のうえ、疑義を十分に正すこととする。なお、これらに明示していなくても業務遂行上必要と認められる事項については受注者の負担において処理しなければならない。

13　守秘義務

本業務上、知り得た秘密及びノウハウは第三者に漏らしてはならない。

14　事前調査

本業務に先立ち、業務の対象及び内容について、必ず十分かつ詳細に現地調査を行い、調査漏れがないようにする。なお、事前調査の実施にあたり、所管住まいセンター技術サポート課長及び団地管理主任（窓口担当を含む。）に「現地調査実施計画書」を事前に提出し、協議することとする。所管住まいセンターは次のとおり。

名　　称：南多摩住まいセンター
住　　所：〒206-0025　東京都多摩市永山 1-5　ベルブ永山６階
電話番号：042-373-1711
FAX 番号：042-373-3271

名称：横浜住まいセンター
住所：〒220-0004　神奈川県横浜市西区北幸 1-1-8
エキニア横浜 7 階
電話番号：045-312-1131
FAX 番号：045-312-1202

名称：西埼玉住まいセンター
住所：〒356-0006　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目 2-27-301
　　ココネ上福岡二番館 3 階
電話番号：049-263-2111
FAX 番号：049-264-1599

名称：浦和住まいセンター
住所：〒336-0027　埼玉県さいたま市南区沼影 1-10-1
　　ラムザタワー5 階
電話番号：048-711-7150
FAX 番号：048-710-8072

また、事前調査完了後速やかに調査職員に報告し、指示を受けることとする。

15　再委託

土木設計業務請負契約書第８条第１項に定める第三者に委託し、又は請負わせてはならない主体的な部分とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断・設計の中核となる図面作成・打合せ及び内容説明をいう。

土木設計業務請負契約書第８条第２項の規定により、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ下請け設計範囲について、調査職員との協議及び、別紙「再委託届（願書）」により届出を行い、承諾を受けなければならない。

なお、再委託届（願書）には以下の内容を記載することとする。

・再委託の相手方
・再委託業務の内容
・再委託業務の契約予定額
・再委託を行う必要性及び再委託の相手方の選定理由

16　契約不適合責任

土木設計業務等請負契約書第 42 条に基づき、成果物に契約不適合があるときは、契約不適合責任期間において、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を厳格に請求するものとする。

17　調査職員による中間確認

履行期間中に、契約書、仕様書、技術提案どおりに業務が履行されているか調査職員による中間確認を行う。

18　標準スケジュール

本業務においては、以下を標準スケジュールとする。

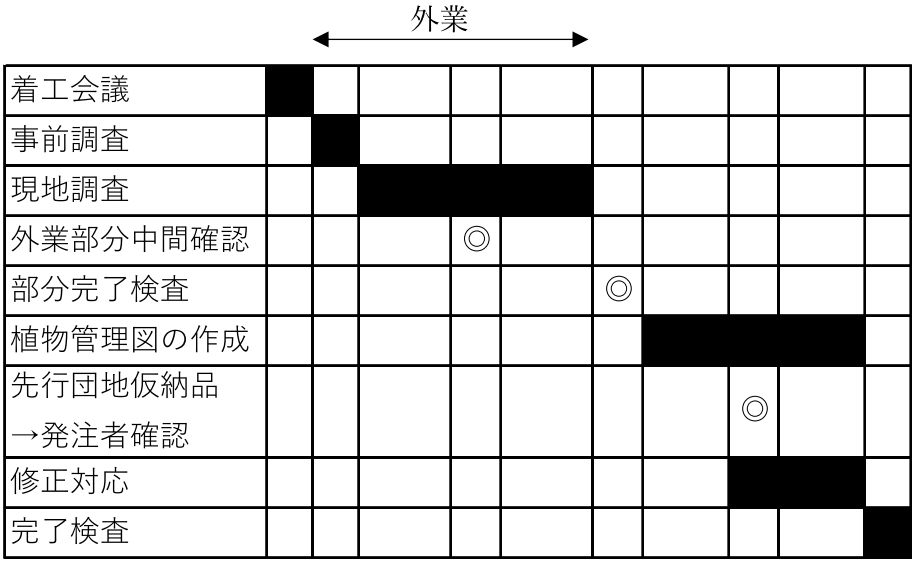

・令和３年１月中旬（日程は別途指示）：１件現地調査が完了した成果品を提出し、契約書、仕様書、技術提案どおりに業務が履行されているか調査職員による中間確認を行う。
・令和３年３月８日（火）外業部分完了
・４月中旬（日程は別途指示）：先行２団地の成果品一式を仮納品、発注者確認を行い、指示に従うこと。
・５月中旬（日程は別途指示）：先行２団地以外の団地の成果品一式を仮納品、発注者確認を行い、指示に従うこと。

19　成績評定への反映

技術提案や業務実施体制に記載された事項が不履行の場合、成績評定に厳格に反映することとする。

Ⅱ　特記事項

1　対象範囲等

（1）対象範囲

本業務における調査対象範囲は、Ⅰ　3（1）に揚げる団地の敷地全域を原則とするが、詳細については調査職員の指示による。

（2）対象植物

①調査対象とする植物

・機構が管理対象としている樹木及び地被類等の全量
・実生物で高さ 2.0m以上のもの
・居住者が植えたと思われる樹木で高さ 2.0m以上のもの
・伐採切り株からの萌芽樹木で高さ 2.0m以上のもの

②調査対象としないが、調査職員へ樹木番号の報告を要する植物

・植物管理図等に記載された樹木で枯損したもの
・植物管理図等に記載された樹木で切り株となっているもの

③調査対象が不明確な植物

調査職員の指示による。

2　調査方法

（1）調査項目

樹種区分及び調査項目は下表のとおりとする。

樹種区分		位置	樹高	幹周	枝張	数量	葉張周	面積	延長
高木	針葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	常緑広葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	落葉広葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	雑木林	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
中木	常緑中木	○	計測	－	－	本	計測	－	－
	落葉中木	○	計測	－	－	本	計測	－	－
	駐車場廻り	○	目測	－	－	本	－	－	－
低木	常緑低木	○	計測	－	－	－	－	㎡	－
	落葉低木	○	計測	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
生垣	常緑生垣	○	計測	－	計測	－	－	－	m
	落葉生垣	○	計測	－	計測	－	－	－	m
	駐車場廻り	○	目測	－	目測	－	－	－	m
特殊	特殊樹木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	特殊つる植物	○	目測	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	㎡	－
地被	芝生地（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－

	芝生地（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	雑草地（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	雑草地（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	特殊地被（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	特殊地被（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	－	－	－	－	－	㎡	－

注１）中木とは、樹高が３m程度までの樹木で刈込み管理されている樹木をいう。

注２）雑木林とは、雑木の単木管理を行っていない群植をいう。

注３）特殊樹木とは、特殊な管理を要する中・高木をいう。（例：竹、ヤシ類）

注４）特殊つる植物とは、パーゴラや壁面緑化等に利用する植物をいう。（例：フジ）

注５）特殊地被とは、芝・雑草を除く地被類をいう。（例：ササ類、ツタ類、草本類）

注６）平面とは、勾配１：４未満を基本とする。

注７）斜面とは、勾配１：４以上１：２未満を基本とする。

（２）植物記号

樹種区分ごとの記号･番号の表記方法は下表のとおりとする。

樹種区分（名称）	記号･番号の表記	備考
高木・中木	（記号なし）番号	高・中木連番とする
低木	（記号なし）番号	番号は連番とする
生垣	i　番号	〃
特殊地被	T　番号	〃
特殊つる植物	F　番号	〃
芝生	S　番号	平面：S、斜面：SS
雑草地	Z　番号	平面：Z、斜面：ZS
雑木林	H　番号	番号は連番とする
駐車場	P　樹木区分記号　番号	番号は連番とする

（３）樹種名

樹種名は、「樹種一覧」に記載されている樹種名とするが、「樹種一覧」に記載されていない樹種名については学名あるいは流通名を付すこととする。なお、追加樹種がある場合は、任意の表を作成し調査職員へ提出することとする。

※　サクラ類については、ランク”種”まで同定し、記載すること。（例：ソメイヨシノ、ヤマザクラ、サトザクラ等）

（４）測定単位

測定単位及び計上値は下表のとおりとする。

項目	単位	計上値	備考
樹高	m	高木：0.5 単位、中低木・生垣：0.1 単位	
幹周	m	小数点以下第２位まで	小数点以下第３位を四捨五入
枝張	m	0.5 単位	
葉張周	m	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入

面積	㎡	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入
延長	m	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入

（５）測定基準

①高木の測定

・樹　高：根元から樹冠の最上部までを、建物等の高さを目安にして目測する。

・幹　周：根元から高さ 1.2ｍの位置で計測する。枝の張り出しなどでその位置が不適当である場合は、最も近い下部にて計測する。

ウメは、地際の幹周を計測し、備考欄に「芝付」と記入する。

根元から株別れしている株立ちの高木については、有効径の幹周り（10cm 以下の幹は含めない。ただし、10cm を超える幹がない場合には、幹周の大きなものから最大 10 本までを測定対象とすることができる。）を計測し、株立ち換算率表の換算率を乗じた数値を幹周りとし、備考欄に株立ち本数を記入する。

株立ち換算率表

株立本数（本）	換算率
1	1.0
２～３	0.8
４・５	0.7
６～10	0.6

・枝　張：徒長枝をのぞく最大幅を目測する。

上記での計測が難しい樹木については、以下に示す計測方法で計測しそれぞれ備考欄に計測位置の状況を記載する（傾斜や根上がりなど）。

なお、基準高さとは根元から１.2m 高さを表す

1）斜面地にあるが直立している樹木

高い方（山側）の根元からの基準高さで測定。幹周は幹軸に対して平行に測る（以下すべて同じ）。

２）傾斜している樹木

測定樹木の根元の上側で、幹軸に対して平行に沿った基準高さで測定。

３）大きく曲がっている樹木

測定樹木の上側で、樹木の幹軸に沿って基準高さと同じ長さの位置で測定。

４）基準高さ付近で２本以上に分かれている樹木

基準高さより下で、枝分かれの影響のない一番高い部分で測定。

５）基準高さより下で２本以上に分かれている樹木

枝分かれ等の影響がなければ、株立ちと同様の考え方とする。

６）根上がりしている樹木

露出している根の上端から基準高さで測定。

７）こぶや枝のある場合

４）と同様にこぶや枝の影響のない基準点にいちばん近い下側の高さで測定。
こぶの上下で幹周の差が大きい場合は、こぶの上下でこぶの影響のない部分それぞれで幹周を測り、平均値を求める。

８）基準高さに達する前に多数の枝分かれをしている樹木
ウメと同様に樹幹の地際で幹周（芝付）を計測。

９）いびつな断面の樹木
図の８）のとおり。

１）傾斜地にあり、直立している樹木

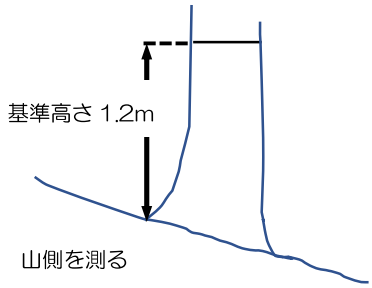

２）斜立している樹木

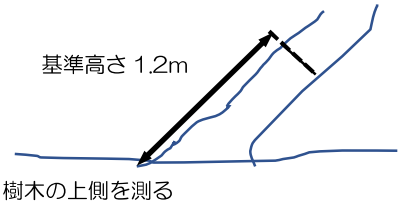

３）大きく曲がっている樹木

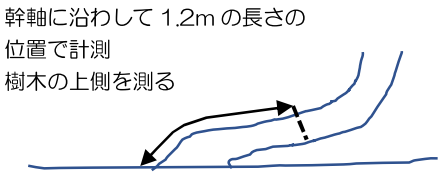

４）基準高さ付近で２本以上に分かれている樹木

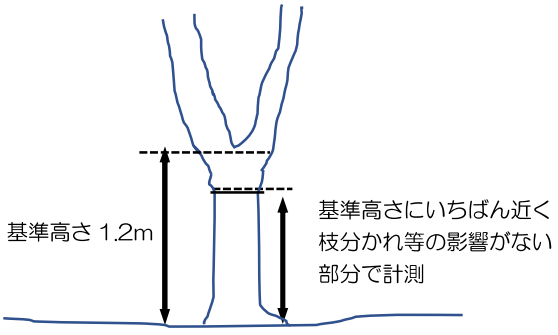

5）基準高さより下で枝分かれし、かつ基準高さで枝分かれの影響がない樹木

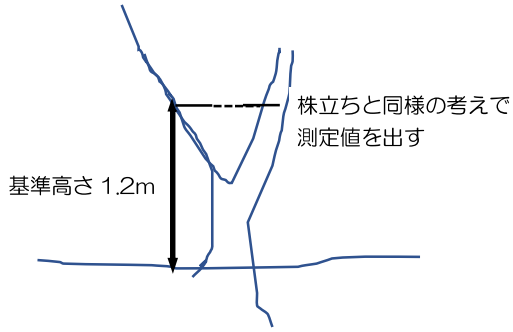

6）根上がりしている樹木

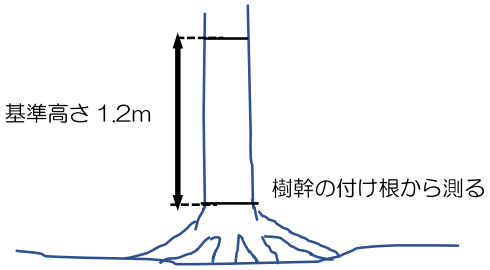

7）基準高さにこぶや枝のある樹木

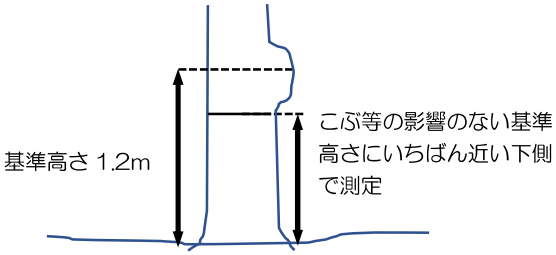

こぶや枝の上下で幹周の差が激しい場合、こぶの影響のないこぶに一番ばん近い上下の幹周を計測し平均を測定値として出す。

9）いびつな断面になる樹幹の測り方

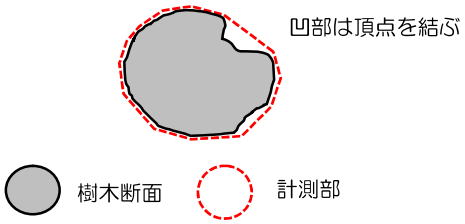

図：樹木の計測位置の例

②中木の測定

・樹　高：根元から樹冠の最上部までを計測する。

・葉張周：根元から高さ1.2mの位置で計測する。

③低木の測定

・樹　高：群植の平均高さを計測する。なお、刈込み管理高さが異なる群植は、別々に計上する。

・面　積：投影面積を計測する。

④生垣の測定

・樹　高：一連の平均高さを計測する。

・枝張（幅）：生垣の両端部及び中間部の横断面（幅）を計測し、平均幅を算出する。ただし、徒長枝は含まない。

・延　長：下図のとおり計測する。（延長＝Ｌ１＋Ｌ２）

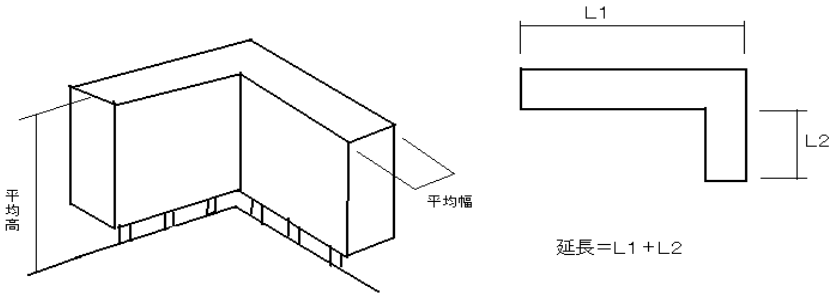

⑤特殊樹木の測定

①高木の測定に準ずる。

⑥特殊つる植物の測定

・樹　高：パーゴラ、フェンス等の構造物高さを目安にして目測する。

・面　積：パーゴラ等にかかっている面積を計測する。なお、備考欄に本数を記入する。（ただし、本数が数えられないものについては記入しなくてよい。）

⑥雑木林の測定

面積を現地でテープにて計測又は図上で計測する。林縁、林内通路際等は単木調査対象とする。なお、備考欄に主だった樹種を記入する。

⑦芝生地の測定

図上で計測する。ただし、中に含まれている裸地、生垣、低木、諸構造物等は現地をテープ等で実測し、住棟又は小区画のブロックごとに面積から除外する。なお、斜面の場合、水平投影面積とする。

⑧雑草地の測定

⑦芝生地の測定に準ずる。

⑨特殊地被の測定

群植の面積を計測する。混植についても群植と同様に計測し、樹種を明記する。なお、斜面の場合、⑦芝生地の測定に準ずる。

（６）実生物等

①実生物：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「実生物」と記入する。

②居住者が植えたと考えられる樹木：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「住民植樹」等と記入する。

③伐採切り株からの萌芽樹木：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「切株」と記入する。

④伐採切り株からの萌芽がない樹木：削除対象とする。

３　植物管理図等の作成方法

現地調査にて記録した、既往植物管理資料との差異について、植物管理台帳および植物管理図の修正を行う。

詳細については CAD による植物管理図作成基準（案）のとおり。

（１）植物管理台帳(MS-EXCEL)

別途調査職員が指示する所定様式（MS－EXCEL）にて、集計表及び内訳書を作成する。

（２）植物管理図

別途調査職員が指示する所定様式にて表紙を作成する。CAD による植物管理図作成基準（案）に基づき、作成を行う。

４　成果品

（１）植物管理台帳（モノクロプリントアウト）Ａ４×２部

①集計表・内訳表

（２）植物管理図（カラープリントアウト）

①表紙　　Ａ３×２部

②植物管理図（AutoCAD）各Ａ３×２部

1)高中木・生垣・特殊樹木・特殊つる植物位置図

2)低木群・特殊地被位置図

3)芝生地・雑草地位置図

（３）デジタルデータ　　一式

①植物管理台帳

集計表、内訳書（ＥＸＣＥＬ）

②植物管理図面

「植物管理図表紙（AutoCAD)」

「植物管理図（AutoCAD)」

「植物管理図（PDF)」

上記データは、別途調査職員が指示するとおりフォルダ毎に整理し、CD－R 又は DVD メディアで提出することとする。

以　上

植物管理図面作成設計業務　特記仕様書

本特記仕様書は、別冊「保全（土木・造園）設計業務等共通仕様書（案）（平成 24 年４月版）」（以下、「共通仕様書」という。また、都市基盤整備公団を独立行政法人都市再生機構と読み替える。）に基づくこととし、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）が発注する下記の業務に適用することとする。

記

Ⅰ　業務概要・一般事項

１　業務名称

令和２年度高根台他５団地植物管理図面作成設計

２　履行期間

契約締結日の翌日から令和３年６月24日（木）

指定部分（一次）：令和３年３月24日（水）外業部分完了

※ 外業部分完了とは、事前調査及び対象範囲において樹木の樹高・幹周や芝生地の面積等必要事項の測定を行い、現地調査を完了させる、という意味です。（Ⅱ特記事項１対象範囲等及び２調査方法が該当、18 標準スケジュールを参照）

３　業務の対象及び内容

（１）業務の対象

下表に揚げる団地敷地内にある植物を対象とする。

団地名	場所	戸数	敷地面積	業務内容
高根台	船橋市高根台 3-2 外	1877	206806	更新
花見川	千葉市花見川区花見川１外	5742	511971	更新
千葉ニュータウン堀込	白井市堀込 1-5	170	15921	更新
アルビス前原	船橋市前原西 6-1	759	51349	新規
ヴェルディール市川南	市川市市川南 2-6-1	506	45065	新規
つくば･二の宮第二	つくば市二の宮四丁目 13-1	89	6200	更新

（２）業務内容

①更新

機構が貸与する植物管理図及び植物管理台帳（以下「植物管理図等」という。）、並びに団地環境整備工事発注図及び完成図等に基づき、現地調査を行い、既往の植物管理図等を更新する業務。

②新規作成

機構が貸与する植物管理図等並びに団地環境整備工事発注図及び完成図等に基づ

き、現地調査を行い、植物管理図等を新規作成する業務。なお、駐車場回りの植栽管理図等と、既往の植物管理図等を一体化し新規作成する業務を含む。

4　本業務において、土木設計業務等請負契約書第 12 条に基づく照査技術者を置くこととし、照査を実施することとする。

5　受注者は、本業務の履行中において調査職員から設計図書の提出を求められたときは、その都度遅滞なく提出することとする。

6　受注者は、設計図書の引渡し後において設計図書の誤記が認められ、調査職員がその修正を請求したときは、受注者の負担において速やかに修正することとする。

7　機構から受注者へ貸与する物品等（以下、「貸与品」という。）は次のとおりとする。

（１）貸与品名称、数量

・植物管理図面　一式
・植物管理台帳　一式
・駐車場管理者が管理・所有する図面等　一式
・樹種一覧　一式
・CAD による植物管理図作成基準（案）　一式

（２）貸与場所

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　住宅経営部　環境整備課

（３）貸与時期

契約締結日以降必要時

8　本業務で使用するソフトウェア

受注者は、以下のソフトウェアを自ら用意すること。

①　MS－EXCEL　：植物管理台帳の集計表、内訳表等を作成
②　AutoCAD LT　：植物管理図の背景図及び植物管理図（DWG 形式）を作成

9　完了検査

本業務が完了したときは完了検査を受け、検査合格をもって成果品の提出及び引渡しを行う。検査で修正を指示された場合は速やかに必要な修正を行い再提出のうえ確認を得ることとする。なお、検査員は別途通知する。

10　成果品等の提出

完了検査合格後、完了届及び引渡書各３部並びに請求書１部を、成果品一式とともに提出する。

11　業務成績評定

１件の請負金額が 200 万円を超える業務については、業務成績評定の対象業務とし、業務完了後、業務成績評定点を通知する。なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

12　本特記仕様書に記載なき事項等

本特記仕様書に記載なき事項については、共通仕様書によることとする。また、本業務の実施にあたり、本仕様書、特記事項、並びに調査職員の説明等に疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議のうえ、疑義を十分に正すこととする。なお、これらに明示していなくても業務遂行上必要と認められる事項については受注者の負担において処理しなければならない。

13　守秘義務

本業務上、知り得た秘密及びノウハウは第三者に漏らしてはならない。

14　事前調査

本業務に先立ち、業務の対象及び内容について、必ず十分かつ詳細に現地調査を行い、調査漏れがないようにする。なお、事前調査の実施にあたり、所管住まいセンター技術サポート課長及び団地管理主任（窓口担当を含む。）に「現地調査実施計画書」を事前に提出し、協議することとする。所管住まいセンターは次のとおり。

名　　称：千葉住まいセンター
住　　所：〒261-0004　千葉県千葉市美浜区高洲 4-5-15
電話番号：043-270-5151
FAX 番号：043-270-5550

名　　称：千葉北住まいセンター
住　　所〒277-0005　千葉県柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル５階
電話番号：04-7197-5700
FAX 番号：04-7197-5710

名称：千葉西住まいセンター
住所：〒274－0825　千葉県船橋市前原西 2 - 12 - 7
　　津田沼第一生命ビル 3 階
電話番号：　047-474-1191
FAX 番号：047-478-5275

また、事前調査完了後速やかに調査職員に報告し、指示を受けることとする。

15　再委託

土木設計業務請負契約書第８条第１項に定める第三者に委託し、又は請負わせてはならない主体的な部分とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断・設計の中核となる図面作成・打合せ及び内容説明をいう。

土木設計業務請負契約書第８条第２項の規定により、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ下請け設計範囲について、調査職員との協議及び、別紙「再委託届（願書）」により届出を行い、承諾を受けなければならない。

なお、再委託届（願書）には以下の内容を記載することとする。

・再委託の相手方
・再委託業務の内容
・再委託業務の契約予定額
・再委託を行う必要性及び再委託の相手方の選定理由

16　契約不適合責任

土木設計業務等請負契約書第 42 条に基づき、成果物に契約不適合があるときは、契約不適合責任期間において、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を厳格に請求するものとする。

17　調査職員による中間確認

履行期間中に、契約書、仕様書、技術提案どおりに業務が履行されているか調査職員による中間確認を行う。

18　標準スケジュール

本業務においては、以下を標準スケジュールとする。

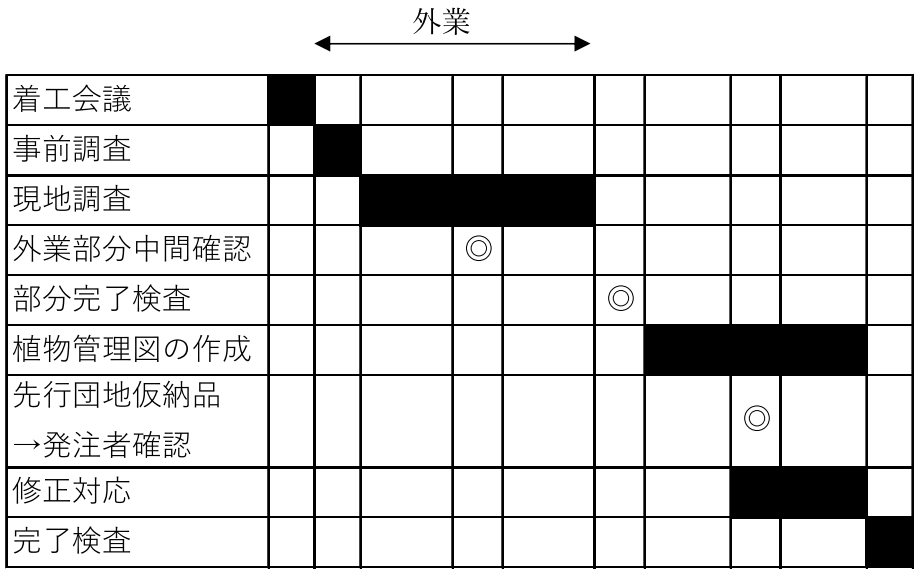

・令和３年２月初旬（日程は別途指示）：１件現地調査が完了した成果品を提出し、契約書、仕様書、技術提案どおりに業務が履行されているか調査職員による中間確認を行う。
・令和３年３月 24 日（水）外業部分完了
・４月下旬（日程は別途指示）：先行２団地の成果品一式を仮納品、発注者確認を行い、指示に従うこと。
・５月下旬（日程は別途指示）：先行２団地以外の団地の成果品一式を仮納品、発注者確認を行い、指示に従うこと。

19　成績評定への反映

技術提案や業務実施体制に記載された事項が不履行の場合、成績評定に厳格に反映することとする。

Ⅱ　特記事項

1　対象範囲等

（1）対象範囲

本業務における調査対象範囲は、Ⅰ　3（1）に揚げる団地の敷地全域を原則とするが、詳細については調査職員の指示による。

（2）対象植物

①調査対象とする植物

・機構が管理対象としている樹木及び地被類等の全量
・実生物で高さ 2.0m以上のもの
・居住者が植えたと思われる樹木で高さ 2.0m以上のもの
・伐採切り株からの萌芽樹木で高さ 2.0m以上のもの

②調査対象としないが、調査職員へ樹木番号の報告を要する植物

・植物管理図等に記載された樹木で枯損したもの
・植物管理図等に記載された樹木で切り株となっているもの

③調査対象が不明確な植物

調査職員の指示による。

2　調査方法

（1）調査項目

樹種区分及び調査項目は下表のとおりとする。

樹種区分		位置	樹高	幹周	枝張	数量	葉張周	面積	延長
高木	針葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	常緑広葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	落葉広葉高木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	雑木林	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
中木	常緑中木	○	計測	－	－	本	計測	－	－
	落葉中木	○	計測	－	－	本	計測	－	－
	駐車場廻り	○	目測	－	－	本	－	－	－
低木	常緑低木	○	計測	－	－	－	－	㎡	－
	落葉低木	○	計測	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
生垣	常緑生垣	○	計測	－	計測	－	－	－	m
	落葉生垣	○	計測	－	計測	－	－	－	m
	駐車場廻り	○	目測	－	目測	－	－	－	m
特殊	特殊樹木	○	目測	計測	目測	本	－	－	－
	特殊つる植物	○	目測	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	目測	計測	目測	本	－	㎡	－
地被	芝生地（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－

	芝生地（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	雑草地（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	雑草地（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	特殊地被（平面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	特殊地被（斜面）	○	－	－	－	－	－	㎡	－
	駐車場廻り	○	－	－	－	－	－	㎡	－

注１）中木とは、樹高が３m程度までの樹木で刈込み管理されている樹木をいう。

注２）雑木林とは、雑木の単木管理を行っていない群植をいう。

注３）特殊樹木とは、特殊な管理を要する中・高木をいう。（例：竹、ヤシ類）

注４）特殊つる植物とは、パーゴラや壁面緑化等に利用する植物をいう。（例：フジ）

注５）特殊地被とは、芝・雑草を除く地被類をいう。（例：ササ類、ツタ類、草本類）

注６）平面とは、勾配１：４未満を基本とする。

注７）斜面とは、勾配１：４以上１：２未満を基本とする。

（２）植物記号

樹種区分ごとの記号･番号の表記方法は下表のとおりとする。

樹種区分（名称）	記号･番号の表記	備考
高木・中木	（記号なし）番号	高・中木連番とする
低木	（記号なし）番号	番号は連番とする
生垣	i　番号	〃
特殊地被	T　番号	〃
特殊つる植物	F　番号	〃
芝生	S　番号	平面：S、斜面：SS
雑草地	Z　番号	平面：Z、斜面：ZS
雑木林	H　番号	番号は連番とする
駐車場	P　樹木区分記号　番号	番号は連番とする

（３）樹種名

樹種名は、「樹種一覧」に記載されている樹種名とするが、「樹種一覧」に記載されていない樹種名については学名あるいは流通名を付すこととする。なお、追加樹種がある場合は、任意の表を作成し調査職員へ提出することとする。

※サクラ類については、ランク”種”まで同定し、記載すること。（例：ソメイヨシノ、ヤマザクラ、サトザクラ等）

（４）測定単位

測定単位及び計上値は下表のとおりとする。

項目	単位	計上値	備考
樹高	m	高木：0.5 単位、中低木・生垣：0.1 単位	
幹周	m	小数点以下第２位まで	小数点以下第３位を四捨五入
枝張	m	0.5 単位	
葉張周	m	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入

面積	㎡	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入
延長	m	小数点以下第１位まで	小数点以下第２位を四捨五入

（５）測定基準

①高木の測定

・樹　高：根元から樹冠の最上部までを、建物等の高さを目安にして目測する。

・幹　周：根元から高さ 1.2ｍの位置で計測する。枝の張り出しなどでその位置が不適当である場合は、最も近い下部にて計測する。

ウメは、地際の幹周を計測し、備考欄に「芝付」と記入する。

根元から株別れしている株立ちの高木については、有効径の幹周り（10cm 以下の幹は含めない。ただし、10cm を超える幹がない場合には、幹周の大きなものから最大 10 本までを測定対象とすることができる。）を計測し、株立ち換算率表の換算率を乗じた数値を幹周りとし、備考欄に株立ち本数を記入する。

株立ち換算率表

株立本数（本）	換算率
1	1.0
２～３	0.8
４・５	0.7
６～10	0.6

・枝　張：徒長枝をのぞく最大幅を目測する。

上記での計測が難しい樹木については、以下に示す計測方法で計測しそれぞれ備考欄に計測位置の状況を記載する（傾斜や根上がりなど）。

なお、基準高さとは根元から１.2m 高さを表す

1）斜面地にあるが直立している樹木

高い方（山側）の根元からの基準高さで測定。幹周は幹軸に対して平行に測る（以下すべて同じ）。

２）傾斜している樹木

測定樹木の根元の上側で、幹軸に対して平行に沿った基準高さで測定。

３）大きく曲がっている樹木

測定樹木の上側で、樹木の幹軸に沿って基準高さと同じ長さの位置で測定。

４）基準高さ付近で２本以上に分かれている樹木

基準高さより下で、枝分かれの影響のない一番高い部分で測定。

５）基準高さより下で２本以上に分かれている樹木

枝分かれ等の影響がなければ、株立ちと同様の考え方とする。

６）根上がりしている樹木

露出している根の上端から基準高さで測定。

７）こぶや枝のある場合

４）と同様にこぶや枝の影響のない基準点にいちばん近い下側の高さで測定。
こぶの上下で幹周の差が大きい場合は、こぶの上下でこぶの影響のない部分それぞれで幹周を測り、平均値を求める。

８）基準高さに達する前に多数の枝分かれをしている樹木
ウメと同様に樹幹の地際で幹周（芝付）を計測。

９）いびつな断面の樹木
図の８）のとおり。

１）傾斜地にあり、直立している樹木

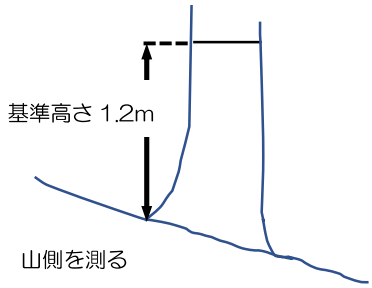

２）斜立している樹木

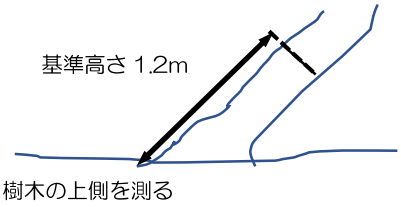

３）大きく曲がっている樹木

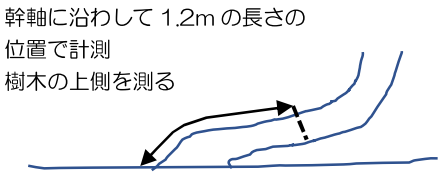

４）基準高さ付近で２本以上に分かれている樹木

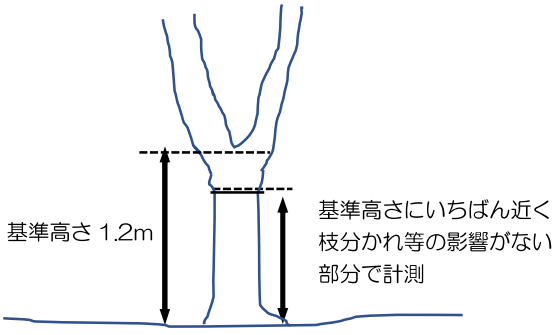

5）基準高さより下で枝分かれし、かつ基準高さで枝分かれの影響がない樹木

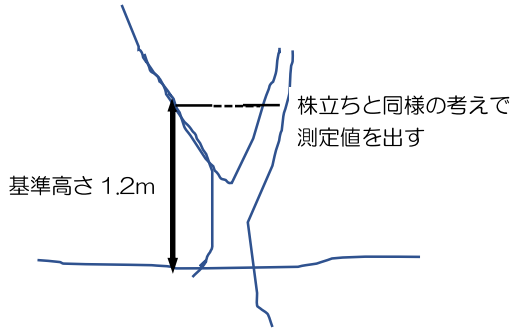

6）根上がりしている樹木

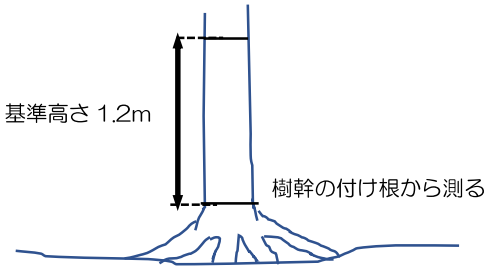

7）基準高さにこぶや枝のある樹木

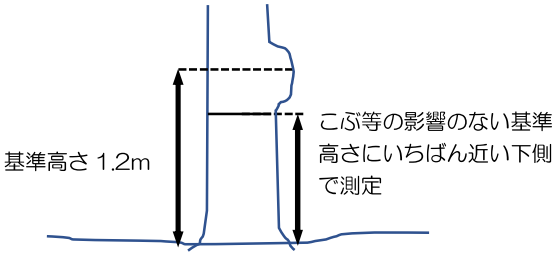

こぶや枝の上下で幹周の差が激しい場合、こぶの影響のないこぶに一番ばん近い上下の幹周を計測し平均を測定値として出す。

9）いびつな断面になる樹幹の測り方

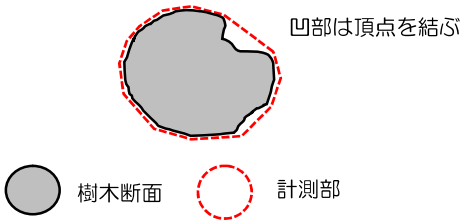

図：樹木の計測位置の例

②中木の測定

・樹　高：根元から樹冠の最上部までを計測する。

・葉張周：根元から高さ1.2mの位置で計測する。

③低木の測定

・樹　高：群植の平均高さを計測する。なお、刈込み管理高さが異なる群植は、別々に計上する。

・面　積：投影面積を計測する。

④生垣の測定

・樹　高：一連の平均高さを計測する。

・枝張（幅）：生垣の両端部及び中間部の横断面（幅）を計測し、平均幅を算出する。ただし、徒長枝は含まない。

・延　長：下図のとおり計測する。（延長＝Ｌ１＋Ｌ２）

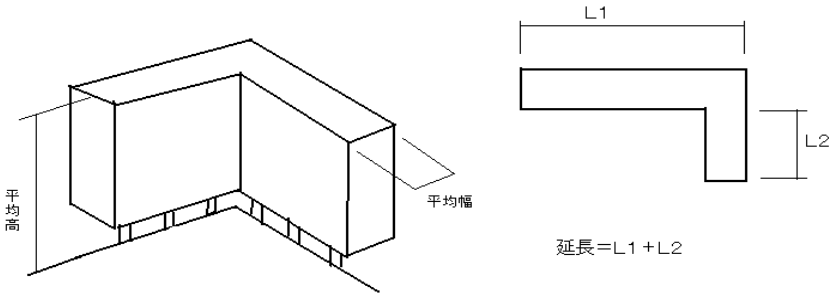

⑤特殊樹木の測定

①高木の測定に準ずる。

⑥特殊つる植物の測定

・樹　高：パーゴラ、フェンス等の構造物高さを目安にして目測する。

・面　積：パーゴラ等にかかっている面積を計測する。なお、備考欄に本数を記入する。（ただし、本数が数えられないものについては記入しなくてよい。）

⑥雑木林の測定

面積を現地でテープにて計測又は図上で計測する。林縁、林内通路際等は単木調査対象とする。なお、備考欄に主だった樹種を記入する。

⑦芝生地の測定

図上で計測する。ただし、中に含まれている裸地、生垣、低木、諸構造物等は現地をテープ等で実測し、住棟又は小区画のブロックごとに面積から除外する。なお、斜面の場合、水平投影面積とする。

⑧雑草地の測定

⑦芝生地の測定に準ずる。

⑨特殊地被の測定

群植の面積を計測する。混植についても群植と同様に計測し、樹種を明記する。なお、斜面の場合、⑦芝生地の測定に準ずる。

（６）実生物等

①実生物：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「実生物」と記入する。

②居住者が植えたと考えられる樹木：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「住民植樹」等と記入する。

③伐採切り株からの萌芽樹木：高さ 2.0m以上のものを対象とし、備考欄に「切株」と記入する。

④伐採切り株からの萌芽がない樹木：削除対象とする。

３　植物管理図等の作成方法

現地調査にて記録した、既往植物管理資料との差異について、植物管理台帳および植物管理図の修正を行う。

詳細については CAD による植物管理図作成基準（案）のとおり。

（１）植物管理台帳(MS-EXCEL)

別途調査職員が指示する所定様式（MS－EXCEL）にて、集計表及び内訳書を作成する。

（２）植物管理図

別途調査職員が指示する所定様式にて表紙を作成する。CAD による植物管理図作成基準（案）に基づき、作成を行う。

４　成果品

（１）植物管理台帳（モノクロプリントアウト）Ａ４×２部

①集計表・内訳表

（２）植物管理図（カラープリントアウト）

①表紙　　Ａ３×２部

②植物管理図（AutoCAD）各Ａ３×２部

1)高中木・生垣・特殊樹木・特殊つる植物位置図

2)低木群・特殊地被位置図

3)芝生地・雑草地位置図

（３）デジタルデータ　　一式

①植物管理台帳

集計表、内訳書（ＥＸＣＥＬ）

②植物管理図面

「植物管理図表紙（AutoCAD)」

「植物管理図（AutoCAD)」

「植物管理図（PDF)」

上記データは、別途調査職員が指示するとおりフォルダ毎に整理し、CD－R 又は DVD メディアで提出することとする。

以　上